

02

マイナンバーの利用例

マイナンバーの利用範囲は、 社会保障、税、災害対策 の分野に限られますが、 民間企業でもマイナンバーを取り扱います。

社会保障、税、災害対策に関する手続においてマイナンバーを利用します。
また、行政機関などだけではなく、民間企業が行う公的手続でもマイナンバーを取り扱います。

■行政機関などで手続を行う際に、マイナンバーを利用します。

毎年6月の児童手当の現況届の際に、市町村にマイナンバーを提示します。

厚生年金の裁定請求の際に、年金事務所にマイナンバーを提示します。

■マイナンバーは、民間企業においても取り扱います。

証券会社や保険会社などは、法令に基づき顧客からマイナンバーの提示を受け、支払調書に記載して税務署に提出します。

企業は、法令に基づき従業員からマイナンバーの提示を受け、源泉徴収票などに記載して税務署や市町村に提出します。

■マイナンバーを提示する例

